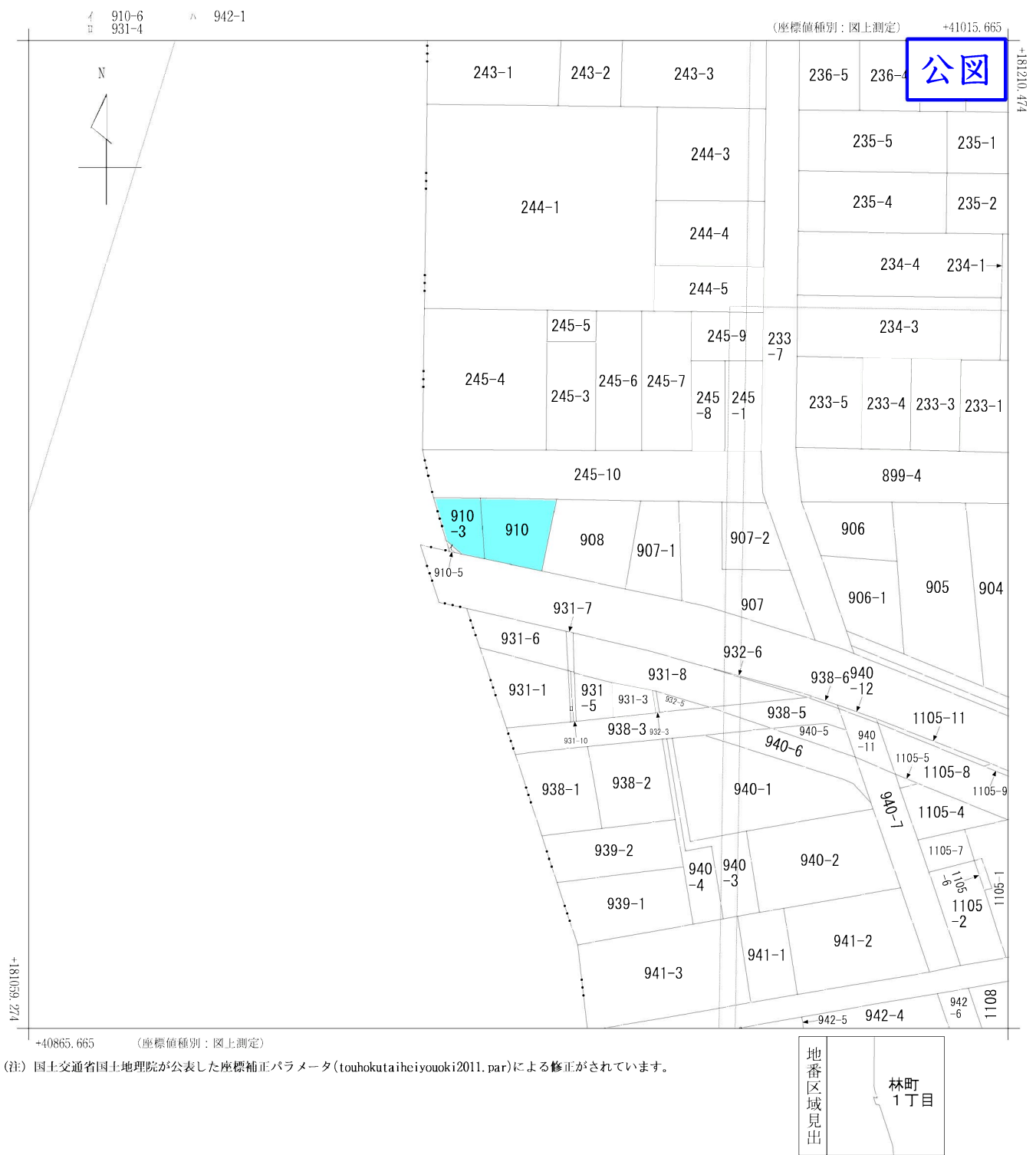








請 求 部 分	所 在	三条市林町一丁目				地 番	910番			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	VIII	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）		種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成21年3月23日				備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 事 項			

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	1101000343064
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	三条市林町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
910番	宅地	100	82	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年7月11日 第10264号	原因 昭和59年7月7日交換 所有者 名古屋市昭和区荻原町六丁目25番地 梅田久子 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日
2	所有権移転	令和7年4月8日 第3485号	原因 令和6年12月10日相続 所有者 長岡市宮本東方町865番地2 廣川恵里



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年4月28日
新潟県地方務局三条支局

登記官

伴 博 幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D62873 (1/2)



1/1

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	1101000349284
所在図番号	余 白				
所 在	三条市林町一丁目 910番地			余 白	
家屋番号	225番			余 白	
	910番			平成14年8月19日変更	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	46.51	余 白	
		2階	33.05		
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年5月7日 第5840号	原因 昭和46年5月6日贈与 所有者 長岡市喜多町984番地9 梅 田 善 作 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日
2	所有権移転	令和7年4月8日 第3486号	原因 平成18年12月27日相続 所有者 長岡市宮本東方町865番地2 廣 川 恵 里



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年4月28日
新潟県地方務局三条支局

登記官

伴 博 幸



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D62873 (2 / 2)

1 / 1



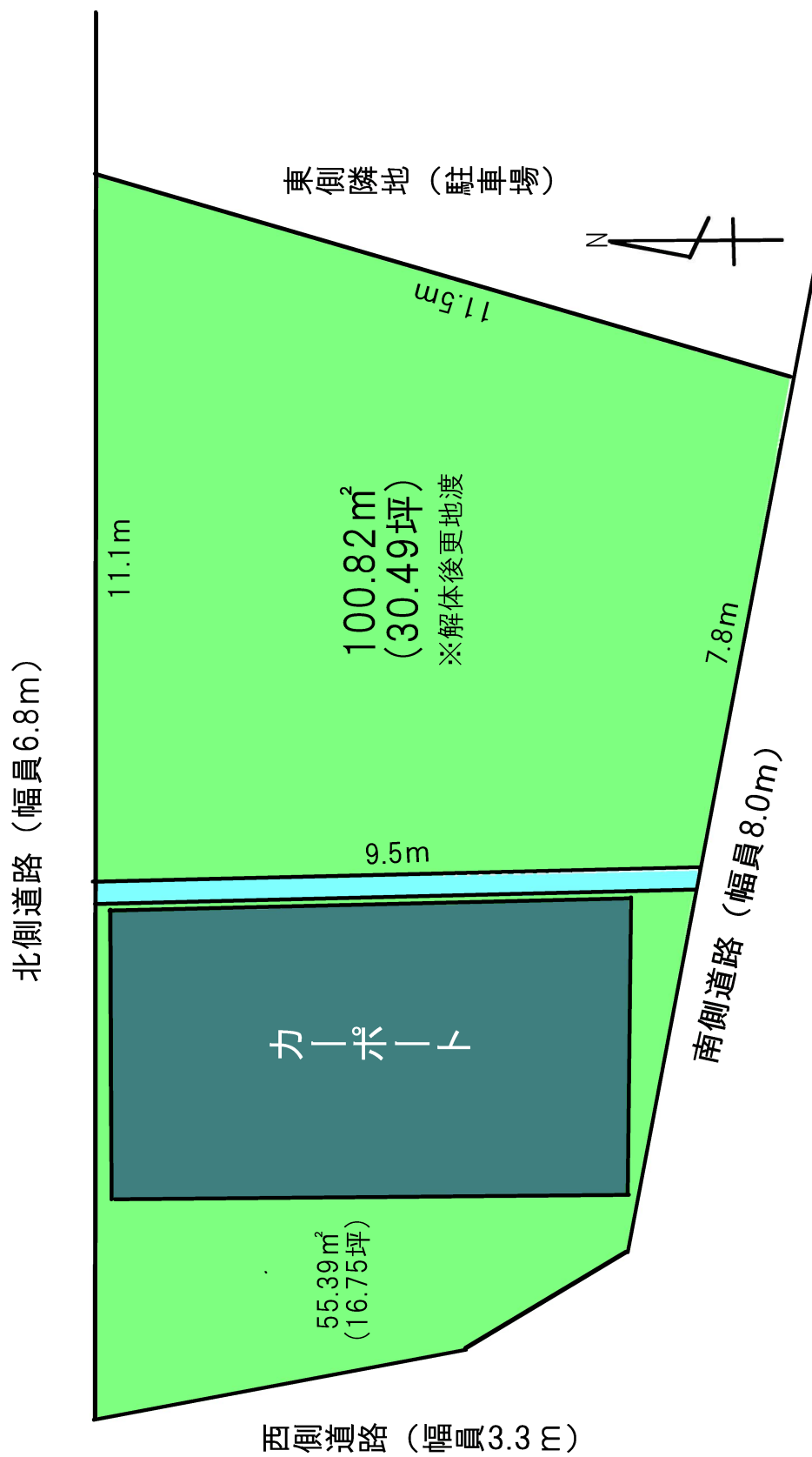
2025/04/15 19:29 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	1101000343066
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	三条市林町一丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
910番3	宅地	57:85		余白	
余白	余白	55:39		③910番3、910番5、910番6に分筆	
		:		〔平成10年1月8日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成10年9月24日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和29年11月20日 第4060号	原因 昭和29年1月5日売買 所有者 三条市林町一丁目19番34号 矢 田 八 十 一 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日
2	所有権移転	平成15年4月15日 第2876号	原因 平成15年1月2日相続 所有者 三条市林町一丁目19番34号 矢 田 研 治

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



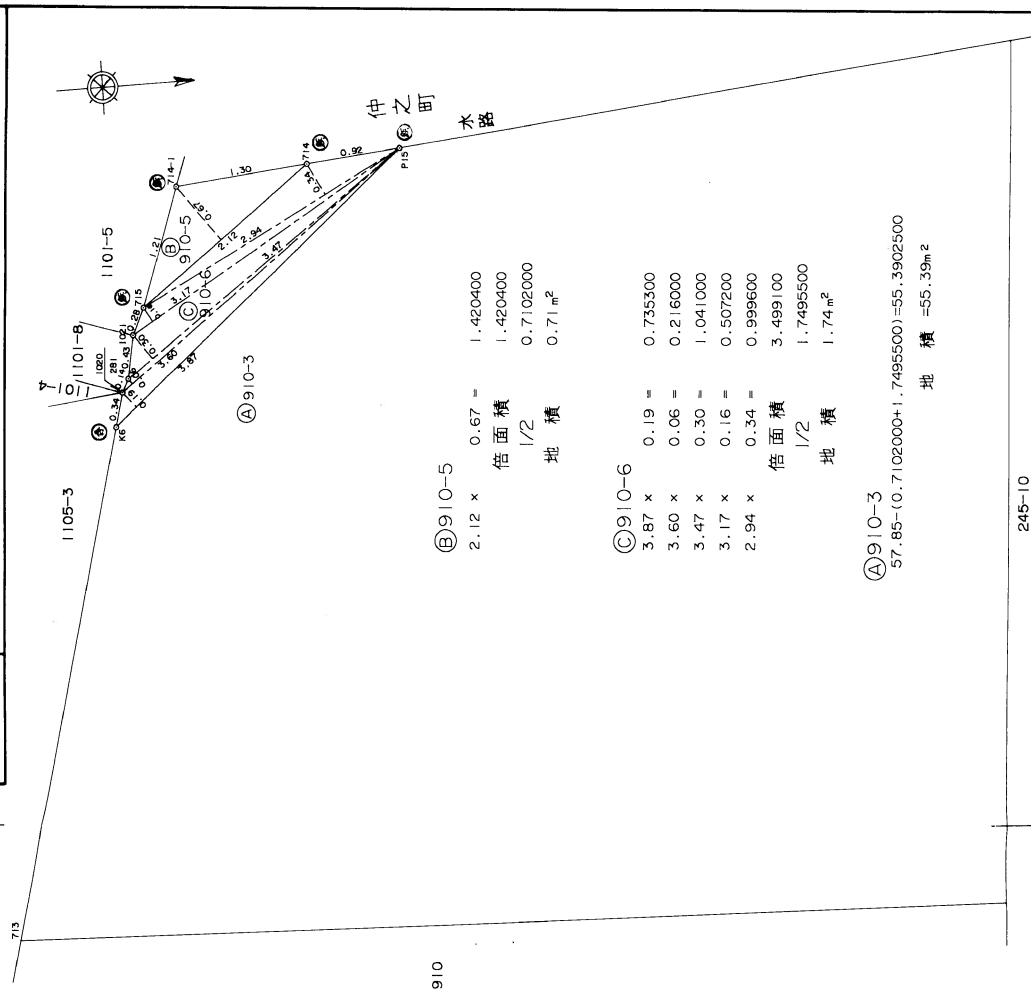
※テーパー測量のため、実測とは誤差がございます。
※売主にて測量・境界標明示を行います。

1/2

地積

解

地番	910-3	910-5,-6	地積
土地の所在	三条市林町一丁目		



⑤石杭・⑥金属標・⑦コンクリート杭・⑧合成樹脂杭・⑨銅鉦杭

作製者

平成 9 年 8 月 1 日 (平成 9 年 8 月 1 日作製)

申請人

三糸市代議者

三条市長 長谷川長二郎

縮尺 $\frac{1}{50}$

新潟県土地家屋調査士会 昭和・平成 10年1月8日登記

登記年月日：平成10年1月8日

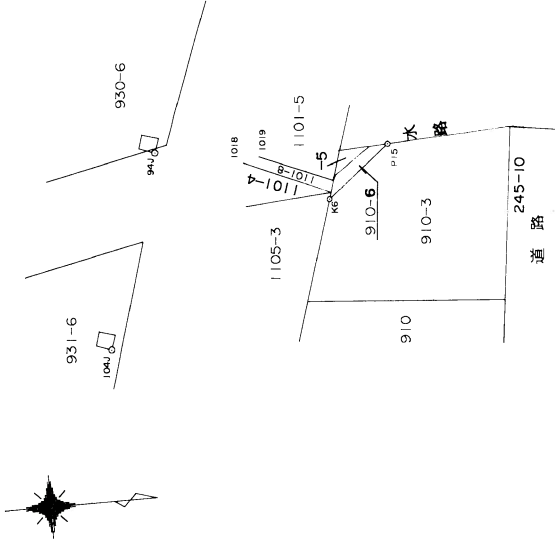
648214

地番910-5,6

引測量

2/2

土地の所在
三 条 市 林 町 一 丁 目



基準点	座標		基準点	座標	
	X座標	Y座標		X座標	Y座標
後視	94J	985.279	104J	993.395	
	JRピア角	1193.394		Y座標	1198.581
基点	104J	993.395	94J	985.279	
	JRピア角	1198.581		Y座標	1193.394
点間距離	9.632		点間距離	9.632	
点名	角	距離	点名	角	距離
P15	41-14-02	16.716	P15	255-03-50	11.404
K6	43-17-48	12.879	K6	271-40-31	8.836

⑤石杭・⑥金属標・⑦コンクリート杭・⑧合成樹脂杭・⑨鋳杭

作製者三 条 市 中 新 30 番 18 号 田 所 正 三

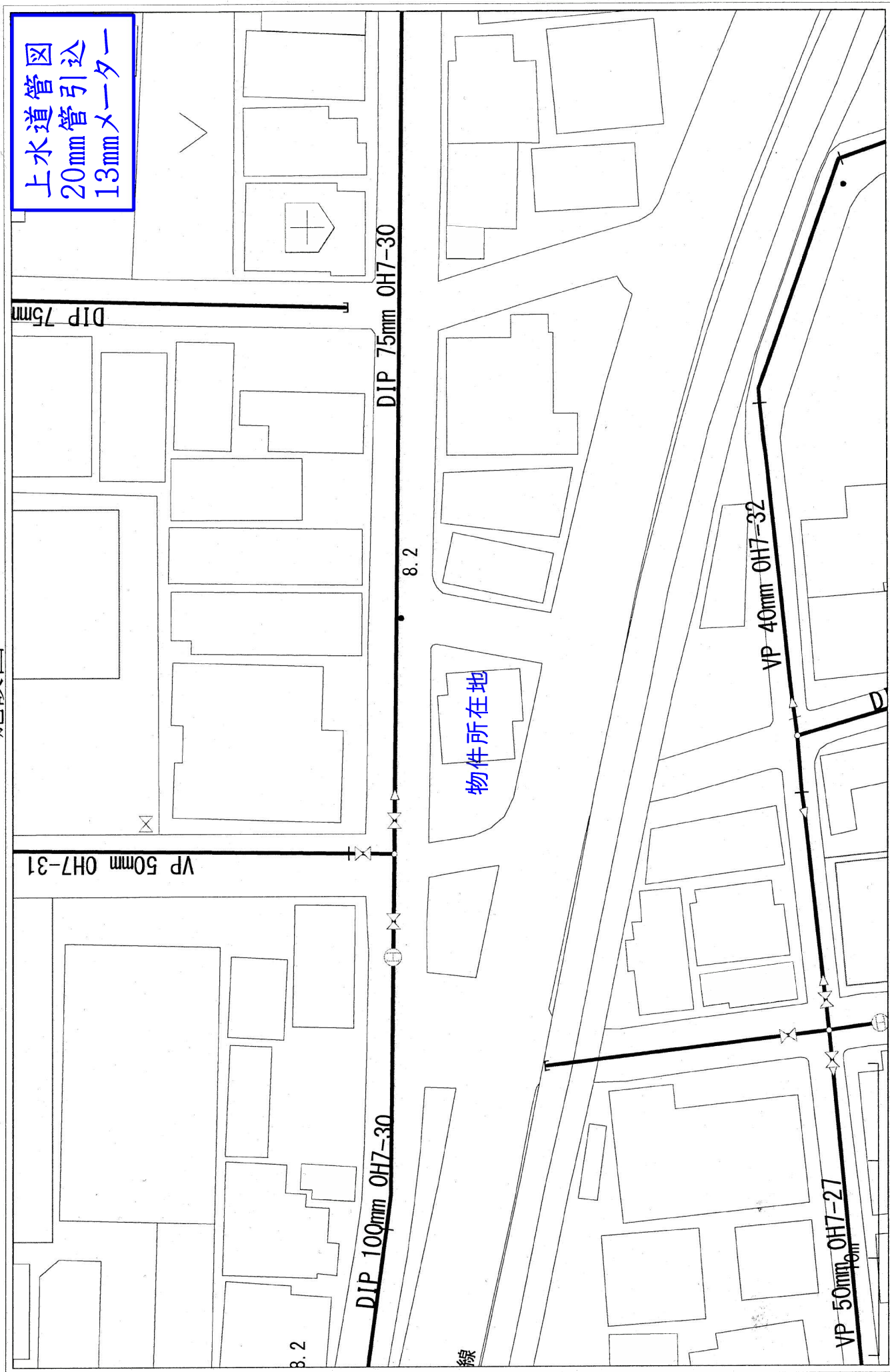
平成 9 年 8 月 1 日 (制作)

申請人三 条 市 代 表 者 三 条 市 長 長 谷 川 長 二 郎

昭和 年 月 日 登記

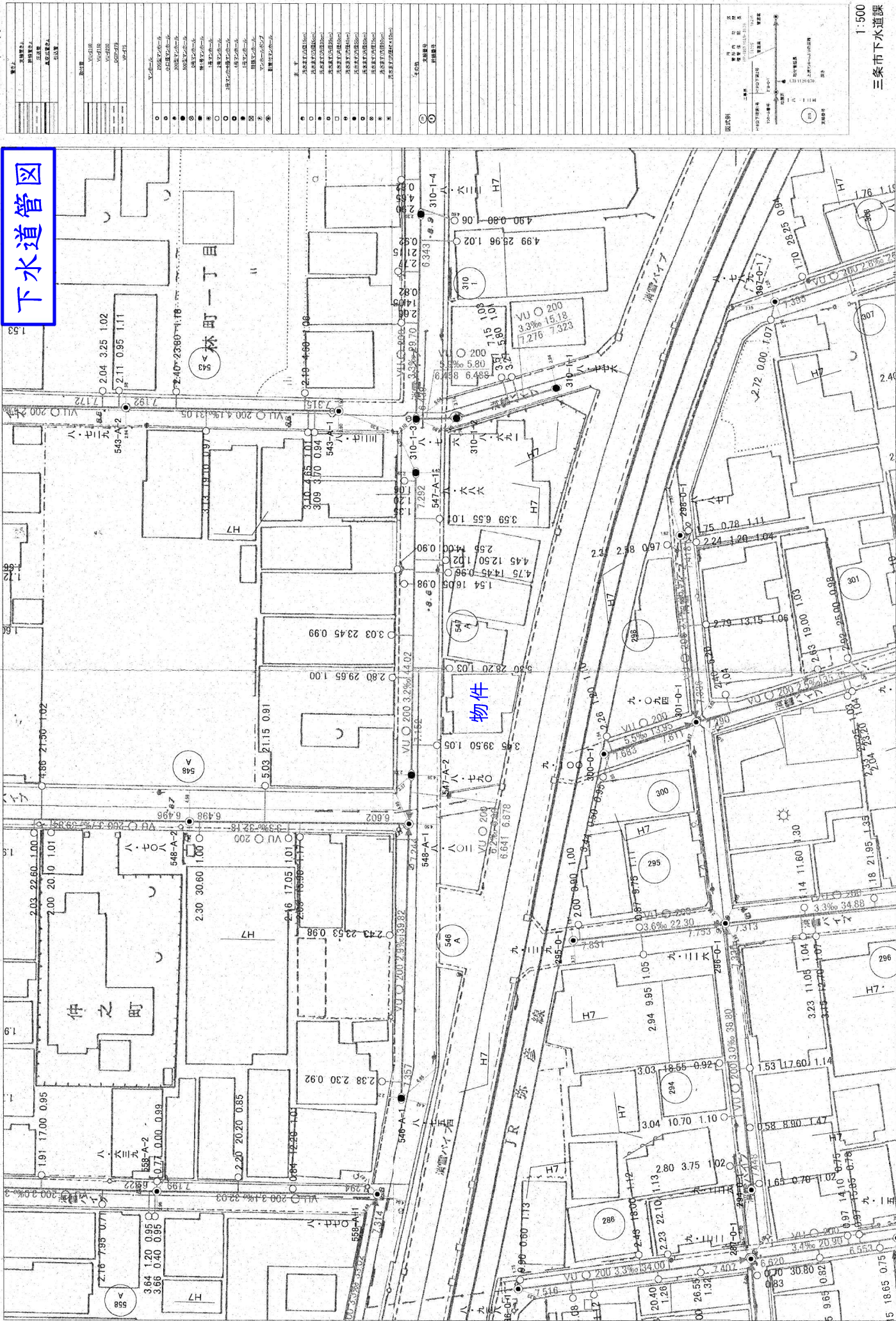
縮尺1/250

施設図



1:500

下水道管図



図例

● マンホール
○ 雨水管
○ 污水管
○ 通気管
○ 変換管
○ 接続管
○ 分岐管
○ 合流管
○ 変換管
○ 接続管
○ 分岐管
○ 合流管

1:500

三條市下水道課

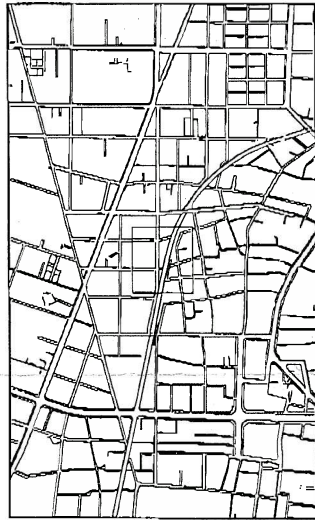
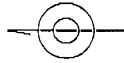


図
管
ガス



△ 注意 △

- ◆ご提供している情報は、以下のチェック項目です。
- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 所ご指定の敷地周辺のガス本支管の埋設状況 | ☒ |
| 所ご指定の敷地に対する引込管（供給管） | ☐ |
| その他 | ☐ |

※引込管25mm

- ◆この導管照会については、お客さまの設計・不動産鑑定などの参考資料として情報提供させていただきます。
- ◆提供する情報については、その正確性および完全性を保証するものではありません。
- ◆掘削工事等のための資料としてはご使用になれません。

北陸ガス株式会社

2025/04/30

三条市道路平面図

(縮尺 1 : 1,000)

